

司法「改革」の全体状況を分析 共同行動の重要性確認

日民協35回司法研究会終わる

日民協第35回司法制度研究会は、「司法改革の全体的状況とわれわれの課題」を主テーマに、11月30日午前10時から、東京・御茶ノ水の総評会館で開催された。

集会には弁護士、学者、裁判官、税理士、司法書士、全司法労組員、労働者、市民、学生など、120人が参加し、昨年6月の司法制度改革審議会答申以降の司法制度をめぐる運動や国会審議等の全般について、現状を報告し討論のうえ共同行動の課題を確認した。

第一部 司法改革を俯瞰する

北野理事長の開会挨拶に続き、全体的なスケジュールと配布資料について集会事務局長の岡田克彦弁護士からの説明があり、午前中は「司法改革を俯瞰する」と題するパネルディスカッション。パネリストは、進藤兵氏(名古屋大学助教授)、右崎正博氏(独協大学教授)、布川実氏(全司法労組委員長)、小沢隆一氏(静岡大学教授)の4氏。司会は当協会事務局長の澤藤統一郎弁護士がつとめた。

進藤氏は、「新自由主義戦略と司法改革」をテーマに、日本型新自由主義改革の歴史を80年代前半の臨調行革から5段階に分け、橋本政権を第1次、現小泉政権を第2次「構造改革」政権と位置付けた。そして橋本内閣以降進められてきた政治・行政改革、金融・財政改革、地方分権・規制緩和等の経済構造改革など、この国の再構築のための諸改革の最後のかなめとして司法改革が位置付けられているとし、「被支配層の諸要求を部分的に、歪曲して採り入れつつ、支配層の諸要求を貫徹する」という体制側戦略の分析の重要性を指摘し、「国家の中での闘争」・「国家に対する闘争」・「国家の外での闘争」を結合してたたかうことの重要性を強調した。

右崎氏は、「研究・教育の視点から見た法科大学院」をテーマに、法科大学院問題をとりまく肯定論、否定論、楽観論、悲観論などの対立の現況を述べ、学問研究の自由、



大学の自治、教育を受ける権利の観点から、法科大学院のカリキュラムに内在する民事法偏重と公法軽視の問題、人的物的資源の集中・偏在、大学間格差の拡大、法学部大学院法学研究科の空洞化の問題、行政権力の介入の危険等を具体的に示し、憲法上自由と自治を保障される大学で法曹養成を行なうことの意味の再確認、大学人と法律実務家の協力共同の重要性を指摘した。

布川氏は、裁判所の現場で働いている労働者・労働組合の立場から、行政改革と司法改革が職場にどのような形で現れているかを語り、全司法の基本的立場として、「国民のための裁判所」実現を目指し、裁判官、職員の大幅な増員、法廷・調停室・和解室等の充実、必要な予算の確保(現状は国家予算の0.39%)を要求することを強調、7年連続で、裁判所の人的物的充実を求める「全司法大運動」を精力的に展開していること、今後、政策と要求で一致できる労組、民主団体等と協力共同を前進させるとの決意を表明した。

小沢氏は、「構造改革 規制緩和そして司法改革」をテーマに、司法「改革」と大学「改革」の嵐はどこから来るのかと問いかけ、経済のグローバル化・規制緩和と政策の推進のもとで、弱肉強食の市場原理が貫徹し、国際的・国内的階層分化が拡大しており、治安強化・軍事大国化、憲

法改悪への策動が強まっている、グローバル経済の中で法と法律家の国際的争奪戦が強まっており、そのための法曹養成・司法機能の強化がはかられ、階層分化と治安悪化に対応して司法の抑圧的機能の強化が急がれているとし、大学「改革」もまた、高度科学技術の産業利用とそれを担う人材養成による国際競争力の確保が求められ、効率追求、国立大学の法人化・統合再編が図られていると主張、新自由主義と軍事大国化に対抗して、平等、福祉、平和を守り発展させることの重要性、裁判官や学者という専門職の役割の大切さを確認しつつ、専門職が市民社会の一員として「社会的自治」をめざして活動することの重要性・緊急性を強調した。

司会の澤藤事務局長は、司法関係各分野のいわば専門的な狭い視野から離れ、政治・経済・行政など広い視野から司法改革を俯瞰することができたと、午前の論議をまとめた。

第二部 司法改革の全体的状況と私たちの課題

午後に入り第一ブロックでは、「司法改革の全体的状況とそれぞれの団体の取組み」を出し合うこととし、「司法改革の到達点と日弁連の活動」について、日弁連司法改革実現本部事務局長の杉井巖一弁護士から、「日本裁判官ネットワークの夢と現実」と題して井垣康弘裁判官から、「司法改革のせめぎあいと自由法曹団の取組み」について島田修一弁護士から、「労働検討会での討議状況と今後の課題」労働裁判改革に求められるものをテーマに水口洋介弁護士から、青年法律家協会の取組み(重点的検討課題)について議長の立松彰弁護士から、「司法制度改革・司法書士法改正と司法書士及び全国青年司法書士協議会の今後の課題」について司法書士の金子良夫氏から、それぞれ活動状況の報告が行なわれた。

コーヒータ임을はさんで第二ブロックでは、「司法改革における当面の焦点と課題」を抽出する形で、「裁判官制度改革の状況」について宮本康昭弁護士から、「司法への市民参加と裁判員制度」について青山学院大学教授新倉修氏から、「法科大学院の現状と課題」について中西一裕弁護士から報告と問題提起がなされた。

第三ブロックでは、「司法改革の現段階における市民の

裁判官物語」を活用して敗訴者負担制度を粉砕しようとの立場から、同普及100人委員会事務局長の高橋利明弁護士と

「自由で独立した裁判官をもとめる市民の会」代表の安倍晴彦(元裁判官)弁護士から、問題の重要性と運動の急速な盛り上げの必要性が強調された。

盛り沢山の報告・課題提出の中で質疑討論の時間はあまり取れなかったが、北沢(裁判官)、井上(全司法)、立松(青法協)、鈴木(名古屋・弁護士)、小田中(専修大学教授)望月(国民救援会)の各氏から報告に対する質問と実情の報告、批判的見解の発言があった。

全体のまとめに立った澤藤事務局長は、きょうの集会は司法制度研究集会であり、様々な角度から意見が出されることに意義があった、司法制度改革はまさに具体化の段階に入っている、以前は司法特権官僚を敵としてたたかえよだったが、現在は財界の積極介入や新自由主義的手法のもとでたたかい方も複雑になっている。市民・国民の圧倒的多数を味方にし国を動かすためには、組織の中と外から、国の内と外からの連携した運動が不可欠だ、日民協としては当面、敗訴者負担、裁判員、仲裁制度を中心に、今集会に提起した「私たちの司法改革10大要求」、ビデオ「日独裁判官物語」の普及・活用に全力を上げたいと述べ、このまとめを参加者全体の大きな拍手で確認した。

閉会の挨拶で集会実行委員長の庭山英雄弁護士は、中国で司法試験が実施され、合格率が7%、現職裁判官の全員が不合格だったとのニュースを伝え、遠からず国民が裁判所と裁判官を審査する時代が来るだろうと述べ、「生きうべくんば民衆とともに、死ぬべくんば民衆のために」という治安維持法で逮捕された布施辰治弁護士の言葉を引用しつつ、国民のための真の司法改革のために奮闘しようと呼びかけた。

集会終了後、サンクレール地下1階の「つきじ植むら」で懇親会が開かれ、集会の成功を祝い、集会で話しかけなかったことなど出しながら、各参加者、団体の連帯と共同行動の発展を誓いつつ楽しい酒を飲み交わした。

(文責 副理事長 有村一巳)

名古屋全国理事会とシンポへのお誘い

日程の確保をお願いします。

日時 2003年2月1日(土)

午後2時から3時 全国理事会

午後3時から6時 シンポジウム

韓国 朴燦運弁護士に聞く

「韓国の司法改革の現状」(仮題)

その後 懇親会

翌日は、市内観光・交流会などを予定

どうぞ、宿泊の覚悟でご参加下さい。

詳細は、別紙のご案内をご参照下さい。

日民協のEメールアドレスの変更

R X T 11544@nifty.ne.jp から info@jdl.jp
に変更になっています。手続きをお願いいたします。

ホームページが公開いたしました

開設したまま、公開がのびのびになっていましたが、ようやく公開されました。ぜひ、アクセスを。

URL <http://www.jdla.jp/>

夏期カンパ追加者名簿 02.9.25JDLA02-2 続き

下記の方々からいただきました。(敬称・略)

平岡建樹 吉原 進 松岡正美 武田哲幸

島田秀男 ありがとうございます。

立場からの運動と課題」ということで、弁護士報酬敗訴者負担・仲裁制度について坂勇一郎弁護士から、ビデオ「日独